

健康づくり支援薬局(仮称)の 公表の仕組み及び名称について

厚生労働省医薬食品局総務課

健康づくり支援薬局(仮称)の公表の仕組みに関する これまでのご意見

【これまでのご意見】

- 薬局・薬剤師の機能を国民にまずきちんと知らせることが必要ではないか。拠点づくりをしても国民に見えていなければうまく活用されないのではないか。
- 薬局機能情報提供制度で公表しても、一般の方がアクセスしなければ意味が無いのではないか。本当に国民に知らせる方法を検討していく必要があるのではないか。
- 高知県ではどのように認定した薬局を周知しているのか。



- 地域住民が、どの薬局が健康づくり支援薬局(仮称)であるかを把握できるよう、医薬品医療機器法の薬局機能情報提供制度を活用して、健康づくり支援薬局を公表できるようにすることが必要ではないか。
- 一方で、薬局機能情報提供制度での公表だけでなく、「健康づくり支援薬局(仮称)」の意義・役割を含めて、国民に広く周知するための取組・仕組みが求められるのではないか。

1 薬局機能情報提供制度を活用した「健康づくり支援薬局」(仮称)の公表の仕組みについて

健康づくり支援薬局(仮称)の公表の仕組みとして、医薬品医療機器法第8条の2に基づく「**薬局機能情報提供制度**」(※)における**薬局から都道府県への報告事項に、「健康づくり支援薬局であること」を新たに位置づける**こととしてはどうか。

※ 薬局が、都道府県に対し、**薬局の機能に関する一定の情報(省令で規定)を報告し、都道府県がインターネット等で公表する仕組み**

省令イメージ(案)

◎ 医薬品医療機器法施行規則

別表第一(第十一条の三関係)

第一 管理、運営、サービス等に関する事項

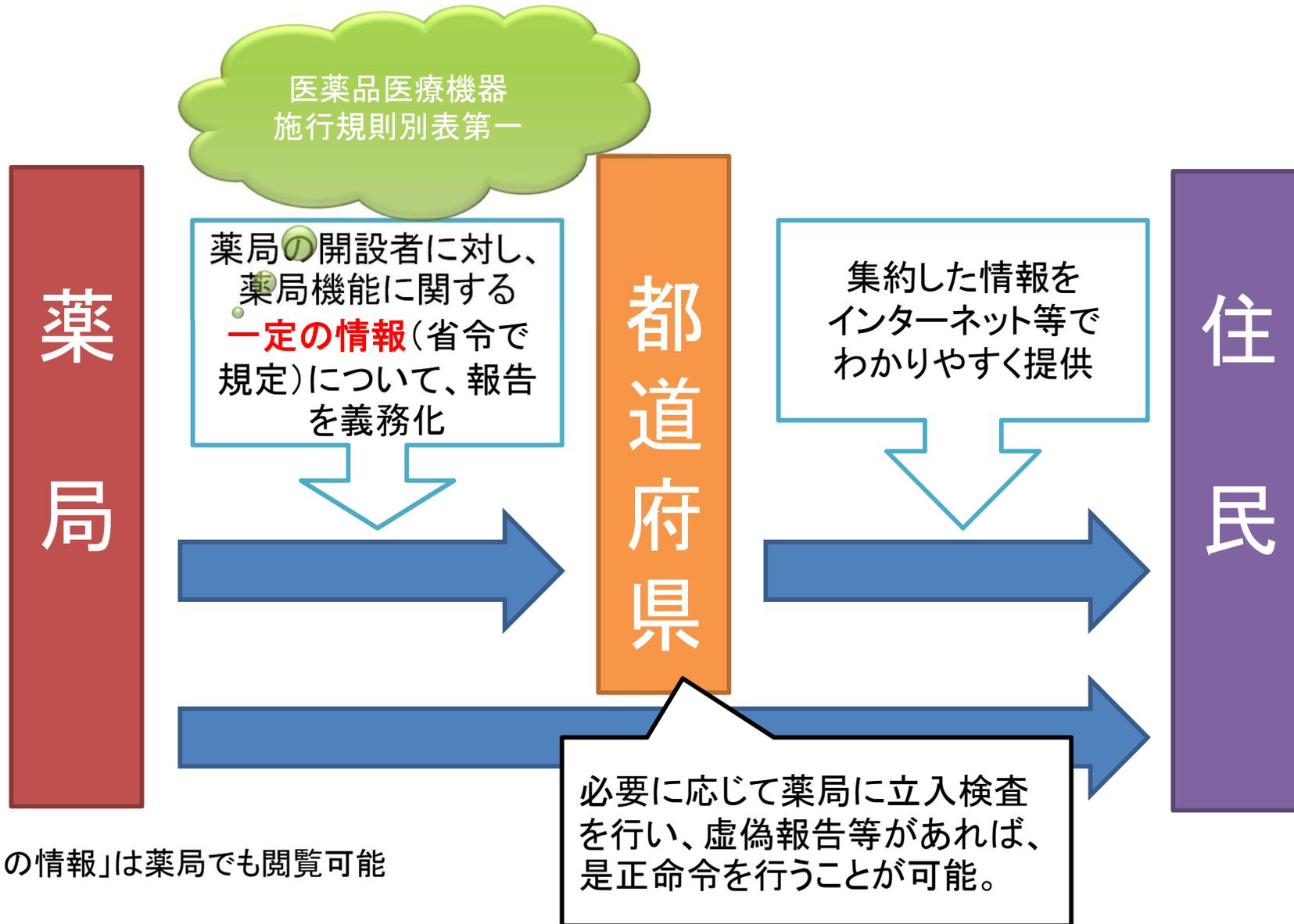
一 基本情報

- (1) 薬局の名称
- (2) 薬局開設者
- (3) 薬局の管理者
- (4) 薬局の所在地
- (5) 電話番号及びファクシミリ番号
- (6) 営業日
- (7) 営業時間
- (8) **健康づくり支援薬局(仮称)にあつては、その旨(新設)**

規則別表第1の「一 基本情報」に位置づけることを検討。(変更が生じた場合の報告義務がかかるため)

薬局機能情報提供制度の概要

参考



<根拠条文>

- ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第8条の2、69条第3項、第72条の3
- ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第11条の2～6、別表第1

薬局機能情報提供制度のHP: 厚生労働省リンク集

The screenshot shows the official website of the Ministry of Health, Labour and Welfare (MHLW) in Japan. The page is titled "薬局機能情報提供制度について" (About the Pharmacy Function Information Provision System). It features a navigation menu at the top with categories like "政策について" (About Policy), "厚生労働省について" (About MHLW), and "統計情報・白書" (Statistics and White Papers). The main content area includes a breadcrumb trail, a search bar, and a list of links to related information. A sidebar on the right contains a "政策について" (About Policy) menu with various sub-items. At the bottom, there is a table listing links to the pharmacy function information provision pages for each of the 47 prefectures and municipalities in Japan.

本ページは、平成19年4月1日より施行された改正薬事法により創設された「薬局機能情報提供制度」について紹介するページです。

■ 薬局機能情報提供制度とは

- 1. 概要 [64件]
- 2. 実施要領 [122件]

■ 各都道府県の薬局機能情報掲載ページ(外部リンク)

北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県
福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県
東京都	神奈川県	新潟県	山梨県	長野県	富山県
石川県	福井県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県
滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県
鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県
香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県
熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/kinoujouhou/

薬局機能情報提供制度のHP: 東京都のサイト

TOKYO METROPOLITAN GOVERNMENT 東京都

こちらは、東京都内の医療機能情報と薬局機能情報を都民の皆様に提供するシステムです。

ひまわり 東京都医療機関案内サービス

薬局いんふお 東京都薬局機能情報提供システム

このサイトについて 薬局いんふおについて 薬局開設者の方へ

医療機能情報提供制度に

医療機関の皆様へ (様式ダウンロード)
○医療機能情報の報告に
○医療機関のホームページリンク設定について

サイトマップ

What's New
>>お知らせ一覧
【都民の皆様へ】検索できない場合の対応に 20

関係者ログイン (医)

関係者ログイン (薬局)

薬局をさがす

- 近くの薬局をさがす
- いろいろな条件で薬局をさがす
- 名前で薬局をさがす
- かかりつけ薬局リスト

お役立ち情報

アビとうきょう 福祉ナビゲーション

暮らしの中の 医療情報ナビ

東京都 子ども医療ガイド

住所登録 検索時に基点となる場所(自宅・勤務先など)が登録できません。ひまわりと薬局いんふお双方で使えます。

救急医療の体制

各種相談窓口

リンク集

東京都 福祉保健局 都医師会 都歯科医師会 都薬剤師会

<ご質問・ご意見>

・このサイトで掲載されている医療機関及び薬局の情報につきまして、ご不明な点がある場合には医療機関及び薬局へ直接ご確認するようお願い申し上げます。
・ひまわり(東京都医療機関案内サービス)に関するご意見は、東京都福祉保健局医療政策課 までお寄せください。

薬局機能情報提供制度のHP: 薬局のページ

参考

Tokyo Metropolitan Medical Institution Information

薬局をさがす

[ホーム](#) > [名前で薬局をさがす](#)

キーワード

該当する薬局が、1件ありました。

※この内容に一部変更がある場合もあります。利用される場合は直接薬局へご確認ください。

[【アイコンの説明】](#)

文京区

薬局



〒 文京区

[▶MAP](#)

(昼)03-

(夜)03-

営業時間 09:00~17:30

【アイコンの説明】

[▶MAP](#) 詳細地図

無料駐車場あり

車椅子利用者への配慮あり

身体障害者用トイレあり

視覚障害者への配慮あり

聴覚障害者への配慮あり

Copyright (C) 2014 TOKYO METROPOLITAN GOVERNMENT all rights reserved.

[画面上部へ](#)

薬局機能情報提供制度のHP: 薬局のページ(基本情報)

参考

Tokyo Metropolitan Medical Institution Information
薬局をさがす

かかりつけ薬局リストに登録 閉じる

〒 文京区 薬局 最終更新日 2015/05/08 16:21

☎ (昼・夜)03- MAP

基本情報 薬局へのアクセス 薬局サービス等 費用負担 業務内容、提供サービス 実績、結果等に関する事項

▶ 名称 ▶ 開設者 ▶ 管理者 ▶ 所在地 ▶ 電話番号及びファクシミリ番号
▶ 営業日及び営業時間(対面販売) ▶ 休業日 ▶ 営業時間及び特別な休業日

✦ 薬局の名称 **利用される場合は直接薬局へご確認ください。**

フリガナ	
名称	
略称フリガナ	
略称	
ローマ字	

✦ 薬局開設者

フリガナ	
開設者氏名	

✦ 薬局の管理者

フリガナ	
管理者氏名	

✦ 薬局の所在地

郵便番号	
フリガナ	
所在地(ビル名)	
英語表記	

✦ 薬局の所在地

郵便番号	
フリガナ	
所在地(ビル名)	
英語表記	

✦ 電話番号及びファクシミリ番号

営業日の営業時間内(電話番号)	
営業日の営業時間内(ファクシミリ番号)	
営業時間外(電話番号)	

✦ 営業日及び営業時間(対面販売を行う時間)

基本となる営業時間 時間帯1 9:00~17:30 時間帯2 ~ 時間帯3 ~

月	火	水	木	金	土	日	祝
9:00-17:30	9:00-17:30	9:00-17:30	9:00-17:30	9:00-17:30			

✦ 休業日

毎週決まった曜日に休業	日、土
祝日に休業	休業
特別な休業日	1月1日、1月2日、1月3日、12月29日、12月30日、12月31日

✦ 営業時間及び特別な休業日

営業時間及び特別な休業日に関する説明	土・日・祝、年末年始はお休み。
--------------------	-----------------

◎医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

(薬局開設者による薬局に関する情報の提供等)

第八条の二 薬局開設者は、厚生労働省令で定めるところにより、医療を受ける者が薬局の選択を適切に行うために必要な情報として厚生労働省令で定める事項を当該薬局の所在地の都道府県知事に報告するとともに、当該事項を記載した書面を当該薬局において閲覧に供しなければならない。

2 薬局開設者は、前項の規定により報告した事項について変更が生じたときは、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに、当該薬局の所在地の都道府県知事に報告するとともに、同項に規定する書面の記載を変更しなければならない。

3 薬局開設者は、第一項の規定による書面の閲覧に代えて、厚生労働省令で定めるところにより、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものにより提供することができる。

4 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による報告の内容を確認するために必要があると認めるときは、市町村その他の官公署に対し、当該都道府県の区域内に所在する薬局に関し必要な情報の提供を求めることができる。

5 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、第一項及び第二項の規定により報告された事項を公表しなければならない。

(立入検査等)

第六十九条

3 都道府県知事は、薬局開設者が、第八条の二第一項若しくは第二項又は第七十二条の三に基づく命令を遵守しているかどうかを確かめるために必要があると認めるときは、当該薬局開設者に対して、厚生労働省令で定めるところにより必要な報告をさせ、又は当該職員に、薬局に立ち入り、その構造設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させることができる。

(改善命令等)

第七十二条の三 都道府県知事は、薬局開設者が第八条の二第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、期間を定めて、当該薬局開設者に対し、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

◎医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則

(都道府県知事への報告)

第十一条の二 法第八条の二第一項の規定による都道府県知事への報告は、当該都道府県知事が定める方法により、一年に一回以上、当該都道府県知事の定める日までに行うものとする。

(薬局開設者の報告事項)

第十一条の三 法第八条の二第一項の規定により、薬局開設者が当該薬局の所在地の都道府県知事に報告しなければならない事項は、別表第一のとおりとする。

(基本情報の変更の報告)

第十一条の四 法第八条の二第二項の規定により、薬局開設者が当該薬局の所在地の都道府県知事に報告を行わなければならない事項は、別表第一第一の項第一号に掲げる基本情報とする。

2 前項の報告は、第十一条の二の規定により当該都道府県知事が定める方法により行うものとする。

(情報通信の技術を利用する方法)

第十一条の五 薬局開設者は、法第八条の二第三項の規定により、同条第一項の規定による書面の閲覧に代えて、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次項に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供するときは、あらかじめ、医療を受ける者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示さなければならない。

- 一 次項に規定する方法のうち薬局開設者が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式

- 2 法第八条の二第三項に規定する厚生労働省令で定める方法は、次の方法とする。
- 一 薬局開設者の使用に係る電子計算機と医療を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織(次号において「電子情報処理組織」という。)を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報の内容が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報の内容が記録されるもの
 - 二 電子情報処理組織を使用する方法であつて、薬局開設者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて医療を受ける者の閲覧に供し、当該医療を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報の内容を記録する方法
 - 三 電磁的記録に記録された情報の内容を出力装置の映像面に表示する方法
 - 四 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の情報を確実に記憶しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報の内容を記録したものを交付する方法

(情報の公表)

- 第十一条の六 都道府県知事は、法第八条の二第五項の規定により、同条第一項及び第二項の規定により報告された事項について、次に掲げる方法により公表しなければならない。
- 一 必要な情報を抽出し、適切に比較検討することを支援するため、容易に検索することができる形式でのインターネットの利用による方法
 - 二 書面による閲覧又は電磁的記録に記録された情報の内容を紙面若しくは出力装置の映像面に表示する方法

医薬品医療機器法施行規則 別表第一

第一 管理、運営、サービス等に関する事項

一 基本情報

- (1) 薬局の名称
- (2) 薬局開設者
- (3) 薬局の管理者
- (4) 薬局の所在地
- (5) 電話番号及びファクシミリ番号
- (6) 営業日
- (7) 営業時間

二 薬局へのアクセス

- (1) 薬局までの主な利用交通手段
- (2) 薬局の駐車場
 - (i) 駐車場の有無
 - (ii) 駐車台数
 - (iii) 有料又は無料の別
- (3) ホームページアドレス
- (4) 電子メールアドレス

- (3) ホームページアドレス
- (4) 電子メールアドレス

三 薬局サービス等

- (1) 相談に対する対応の可否
- (2) 対応することができる外国語の種類
- (3) 障害者に対する配慮
- (4) 車椅子の利用者に対する配慮
- (5) 受動喫煙を防止するための措置

四 費用負担

- (1) 医療保険及び公費負担等の取扱い
- (2) クレジットカードによる料金の支払の可否

第二 提供サービスや地域連携体制に関する事項

一 業務内容、提供サービス

- (1) 認定薬剤師(中立的かつ公共性のある団体により認定され、又はそれらと同等の制度に基づいて認定された薬剤師をいう。)の種類及び人数
- (2) 薬局の業務内容
 - (i) 無菌製剤処理に係る調剤の実施の可否
 - (ii) 一包化薬に係る調剤の実施の可否
 - (iii) 麻薬に係る調剤の実施の可否
 - (iv) 浸煎薬及び湯薬に係る調剤の実施の可否
 - (v) 薬局製剤実施の可否
 - (vi) 医療を受ける者の居宅等において行う調剤業務の実施の可否
 - (vii) 薬剤服用歴管理の実施の有無
 - (viii) 薬剤情報を記載するための手帳の交付の可否
- (3) 地域医療連携体制
 - (i) 医療連携の有無
 - (ii) 地域住民への啓発活動への参加の有無

二 実績、結果等に関する事項

- (1) 薬局の薬剤師数
- (2) 医療安全対策(医薬品の使用に係る安全な管理のための責任者の配置の有無)
- (3) 情報開示の体制
- (4) 症例を検討するための会議等の開催の有無
- (5) 処方せんを応需した者(以下この表において「患者」という。)の数
- (6) 患者満足度の調査
 - (i) 患者満足度の調査の実施の有無
 - (ii) 患者満足度の調査結果の提供の有無

2 健康づくり支援薬局(仮称)の周知のために必要な取組について

- 「健康づくり支援薬局(仮称)」の意義・役割を含めて、国民に広く周知するための取組・仕組みとして、例えば、次のようなものが考えられるのではないか。

＜考えられる取組・仕組みの例＞

- ・ 国、地方公共団体、業界団体、保険者等が連携・協力した、健康づくり支援薬局(仮称)の意義・役割や薬局機能情報提供制度での公表の仕組み等に関する積極的な周知・広報の実施
- ・ 健康づくり支援薬局の基準として以下の事項を盛り込むことで、各薬局においても住民に対して健康づくり支援薬局であることやそのサービス内容を積極的に周知
 - 薬局外で健康づくり支援薬局(仮称)であることや、要指導医薬品等の適正な使用に関する助言や健康に関する相談を行っている旨を表示
 - 薬局内でも、薬局で実施している健康づくり支援の内容を具体的に表示

高知県における「高知家健康づくり支援薬局」の周知・広報の取組

参考

○「高知家健康づくり支援薬局」の認定要件のひとつとして、「高知家の薬局であることが県民から見てわかるように、認定証および表札(もしくはステッカー)を掲示する」ことが定められている。



○初回の認定では薬局の代表者に知事自ら認定証を授与することでテレビニュースに取り上げられるように計らい、県民に対して健康相談の場所としての薬局を活用してもらうことを広報した。併せて同時期に県広報番組を活用し、夕方のテレビニュース、休日の健康番組、特別番組、ラジオなどでも同様の広報を積極的に行った。また、広告を掲載したポケットティッシュの配付や、お薬手帳への印字等も行った。

健康づくり支援薬局(仮称)の名称について

＜論点＞健康づくり支援薬局(仮称)の名称について

- 健康づくり支援薬局(仮称)については、これまでの定義や要件についての考え方を踏まえ、どのような薬局であるのかがイメージできることが重要ではないか。

(参考)健康づくり支援薬局(仮称)の定義の考え方

- かかりつけ薬局の基本的な機能を有することが必要ではないか。
- 以下のような健康づくり支援について積極的な取組を実施していることが必要ではないか。
 - 要指導医薬品、一般用医薬品、健康食品等の安全かつ適正な使用に関する助言を行うこと
 - 地域住民が気軽に立ち寄ることができる場として健康づくりに関する相談を幅広く受け付け、必要に応じ、かかりつけ医をはじめ適切な専門職種や関係機関に紹介すること
 - 地域の薬局の中で率先して地域住民の健康づくりを積極的かつ具体的に支援するとともに地域の薬局への情報発信、取組支援等を行っていること。

- 具体的には、以下の機能を有することがイメージできる名称とすべきではないか。
 - 地域住民の健康づくりに寄与すること。
 - また、住民からの健康づくりに関する相談を幅広く受け付け、かかりつけ医を始めとした多職種や関係機関につなぐこと

名称(案)

健康づくり支援薬局、地域包括健康づくり支援薬局、地域健康づくり連携薬局
地域包括ケア(支援)薬局